

令和8年8月17日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 港湾・海岸課
伊勢市都市整備部 監理課

大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設 占用許可申請者を募集します

～良好な係留環境の実現に向けて 募集要項を公表～

- 概要**

勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港における不法係留船対策については、平成21年に「勢田川等水面利用対策協議会」を設立し、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進に向けて対策を行っています。

今般、当該区域のうち、大湊川（五十鈴川合流点側）船舶係留施設について、不法係留船を受け入れ、適正な管理運営を行うことにより、良好な係留環境を実現することを目的として、河川法及び港湾法に基づく占用許可を受け、本係留施設を占用し管理運営する者（占用者）を選定することとしました。

ついては、本係留施設の占用者となることを希望し、占用許可の申請を行う者（占用許可申請者）を募集することとしましたのでお知らせします。
- 内容**

別紙「募集要項の概要」参照

募集要項は、下記URL又はQRコードからご覧いただけます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/use/setagawa-suimen/file/260817_bosyu.pdf


- スケジュール**

募集要項の配布期間	8月17日（月）～8月28日（金）
応募書類の受付期間	9月7日（月）～10月2日（金）
占用申請者の審査・決定	10月～11月（予定）
選定結果の通知・公表	11月下旬（予定）
- 配布先** 三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ、伊勢記者会
- 解 禁** 指定無し
- 問い合わせ先** 国土交通省 三重河川国道事務所
占用調整管理官（河川） 大石 智彦（おおいし ともひこ）
河川占用調整課長 坂井 利裕（さかい としひろ）
電話：059-229-2218 F A X：059-229-2231

募集要項の概要

別紙

応募資格

共通要件

- ①会社更生法又は民事再生法の規定による手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税、県税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人・被保佐人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、委託先としないこと。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状況が継続していないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

個別要件

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する法人であること。
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること又は係留施設について河川管理者若しくは港湾管理者の占用許可を受けていること。

募集条件

施設・設備の保守・点検及び清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的を実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査及び沈廃船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

災害時の対応

- ①事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告するとともに、応急対策は占用者自らが行うこと。

水質事故等の対応

- ①緊急時における関係機関（河川・港湾管理者、警察、消防、漁協等）及び利用者との連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

訓練の実施

- ①台風、高潮、増水等の災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

管理運営

- ①係留対象船舶は、勢田川等水面利用対策協議会（以下「協議会」）で定めた4条件を満たしている船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）
- ②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。
- ③施設内における係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占用区域内における苦情・問合せについては、責任をもって対応すること。
- ⑤協議会に協力して、不法係留船対策に関する啓発活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。

スケジュール

募集要項配布期間

- ・8月17日(月)～8月28日(金)

質問受付期間

- ・8月17日(月)～8月28日(金)

質問回答期限

- ・9月4日(金)

応募書類受付期間

- ・9月7日(月)～10月2日(金)

審査・決定

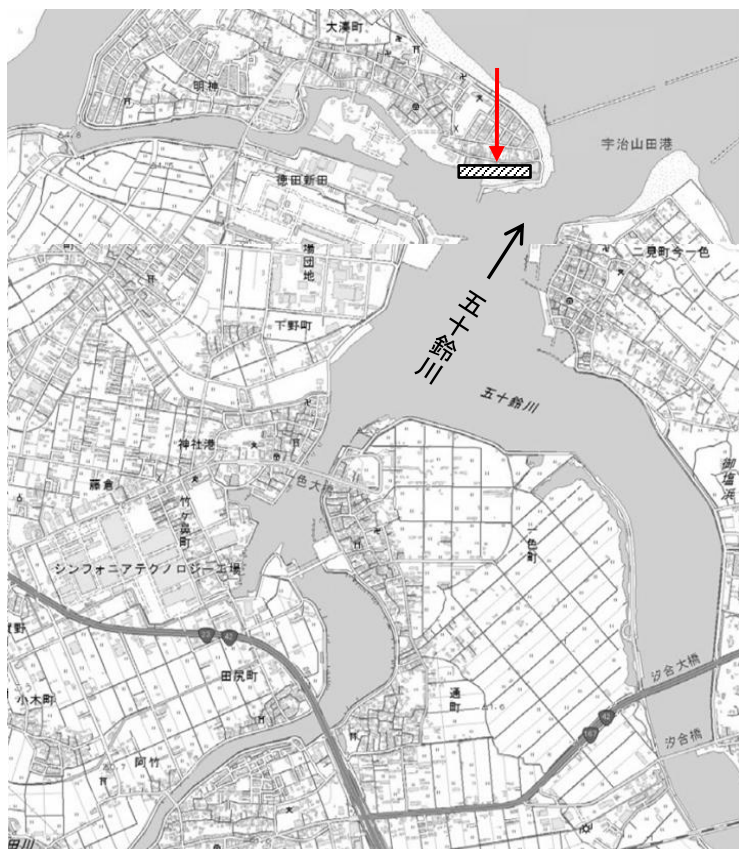
- ・10月～11月（予定）

選定結果通知・公表

- ・11月下旬（予定）

※選定された者（占用許可申請者）には河川法及び港湾法の規定に基づき占用許可申請を行っていただきます

大湊川(五十鈴川合流点側)船舶係留施設 占用許可申請者 募集要項 別添図面



係留施設予定箇所

